

令和7年度作業環境測定業務（粉じん・岩手地区）に係る請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和7年8月13日

支出負担行為担当官  
東北経済産業局総務企画部長 小林 学

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

令和7年度作業環境測定業務（粉じん・岩手地区）

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書による

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）に基づいた、令和7・8・9年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一規格）において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関であること。
- (6) 作業環境測定法施行規則（昭和50年8月1日労働委省令第20号）別表第1号に掲げる作業の種類について登録を受けていること。
- (7) 当該業務について、確実かつ誠実に実施できる測定体制、測定設備及び組織体制にあり、業務上の機密を厳に保持できる組織であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。

9時30分から12時00分、13時30分から16時30分（但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除

く。)

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

関東東北産業保安監督部東北支部鉾山保安課  
電話 022-221-4962  
FAX 022-268-0590

(3) 見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係  
電話 022-221-4869  
FAX 022-261-7390

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年8月22日（金曜日）12時00分まで

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101/>

2) 紙による提出

提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階  
東北経済産業局総務企画部会計課調度係  
電話 022-221-4869

※郵送により見積書等を提出する場合は、その旨を電話により調度係に連絡すること。

(3) 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に掲げる競争参加資格証明書の写し

(ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。)

ウ 2. (5)から(7)を証明するものの写し

エ 別添「情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書」

(4) 見積書に関する注意事項

ア 紙での見積書提出に際しては見積書の様式は任意とするが、

i) 法人の場合は法人名及び代表者氏名を記載すること。

ii) 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

iii) 税抜き価格と税込み価格の双方を記載し、見積内訳書を添付すること。

イ 電子調達システムでの見積書提出に際しては、システムにて税抜き価格を設定し提出すること。ただし見積内訳書（様式は任意）を添付することとし、当該見積内訳書には、税抜き価格と税込み価格の双方を記載すること。

## 5. 電子調達システムの利用

- ・ 本件は、電子調達システムを利用した手順により、実施するものとする。
- ・ ただし、紙による提出も可とする。

## 6. その他

- ・ 本件は、請書の提出を要する。
- ・ 請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・ 結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・ 受注した場合の支払いは、成果物の納入後に銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。

(別添)

甲：東北経済産業局総務企画部会計課長 殿

作成年月日： 年 月 日

情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書

乙：〇〇〇〇株式会社

下記の事項に同意し、甲の指示があったときにその指示に従いますので、見積書を提出いたします。

記

1. 仕様書の内容及び東北経済産業局役務請負契約条項の情報セキュリティの確保（第16条）及び個人情報の取扱い（第17条）（※1）を遵守すること。

(参考)

ア. 東北経済産業局役務請負契約条項（印刷製造、その他物品製造含む）

[https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/downloadfiles/2025\\_ukeoi\\_r7-bk-1.pdf](https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/downloadfiles/2025_ukeoi_r7-bk-1.pdf)

東北経済産業局役務請負契約条項（コンテンツバイドール版）

[https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/downloadfiles/2025\\_ukeoi\\_r7-ekcb-1.pdf](https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/downloadfiles/2025_ukeoi_r7-ekcb-1.pdf)

イ. 経済産業省情報セキュリティ管理規程

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/kanri\\_kitei.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kanri_kitei.pdf)

ウ. 経済産業省情報セキュリティ対策基準

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/taisaku\\_kijun.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/taisaku_kijun.pdf)

エ. 経済産業省個人情報保護管理規程

<https://www.meti.go.jp/policy/kojinjyohohogo/kitei.pdf>

(※1) 東北経済産業局役務請負契約条項・コンテンツバイドール版の場合には契約条項第26条及び第27条を指す。

# 仕様書

## 1. 件名

令和7年度作業環境測定業務(粉じん・岩手地区)

## 2. 仕様

別紙の通り

## 3. その他

支払い期限は、当支部が請求書を受理してから30日以内とします。

## 4. 担当者名

関東東北産業保安監督部東北支部 鉾山保安課 北田

022-221-4962(直通)

bz1-thk-kouzanhoan アットマーク meti.go.jp

※上記「アットマーク」を「@」(半角アットマーク)に変更してください。

## 令和 7 年度作業環境測定業務(粉じん・岩手地区)

- (1) 業務内容は、鉱物性粉じん濃度の測定に関する一式を実施である。(作業環境測定(デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等))
- (2) 測定は「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル 平成 22 年 8 月<sup>(※)</sup>」に基づいて実施することとし、測定機材及び資材等はすべて受託業者が準備すること。
- (3) 測定鉱山等は次のとおり

鉱山名	測定 作業 場数	測定作業場	測点数		測定予定 時期	測定日数	所在地
			A 測定	B 測定			
岩手 A	1	坑外作業場 (屋内作業場)	21	-	令和 7 年 9 月又は 10 月	1	岩手県 一関市内

- (4) 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関であること。
- (5) 作業環境測定法施行規則(昭和 50 年労働省令第 20 号)別表第 1 号に掲げる作業の種類について登録を受けていること。
- (6) 当該業務について、确实かつ誠実に実施できる測定体制、測定設備及び組織体制にあり、業務上の機密を厳に保持できる組織であること。
- (7) 上記(4)～(6)を証明する書類を添付すること。
- (8) 測定結果については、測定終了後 2 月以内に作業環境測定結果(デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等)を記載した測定報告書 2 部を書面で納品すること。
- (9) 測定を実施する箇所、測定日時については、鉱山保安課の担当者と十分に打ち合わせを行い、不明な点については担当者に指示を仰ぎ、直接鉱山とは連絡を取らないこと。
- (10) 積算書には、現地までの交通費、宿泊費、諸経費等、測定報告書納品までのすべての費用を含めること。

(※) 鉱山における粉じん濃度測定マニュアル

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/mine/hourei/kozan\\_funjinnodosokutei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/hourei/kozan_funjinnodosokutei.pdf)

以上